

地方の行革努力と地域経済の活性化を指標とした 地方交付税算定方式の見直しに係る決議（案）

政府は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針」において、「地方財政を歳入面、歳出面から改革するとともに、地域活性化や経営改革にチャレンジする地方自治体が報われ、経済社会構造の変化に適切に対応することを可能とする地方行財政制度を整備していくことが重要である」との考え方を示している。

また、そのための重点的取組のうち「頑張る地方の支援」として、「地方交付税において、新たに、地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済活性化の成果の 2 つの観点から行うこと」としている。

今回示された考え方は、地方財政の健全化を促すとともに、地方の自立促進に係る姿勢を明確にしたものであるが、これらの検討に当たっては、下記について、地方団体の意見を聞くとともに、十分な協議を行うよう要請する。

記

- 1 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、財源を保障するための地方固有の財源である。新たに地域経済の活性化に資する算定に行革努力と地域経済活性化の成果を導入することで、財源調整機能が低下するものにならないよう配慮すること。また、経済指標が優位に表れる都市部に比べ、人口減少や高齢化に伴う税収減により、厳しい財政状況が今後も続くと予想される地方に対して、財源保障機能が十分確保されるよう配慮すること。
- 2 決算額等によって表される行革努力や製品出荷額、農業産出額といった地域経済活性化に係る成果指標は、各自治体の固有の事情や産業構造等の状況、これまでの取組の経緯や今後の取組の方向性により多様であり、一律に評価することは困難であることから、制度の検討に当たっては、地域の持つ特性や個性が損なわれないよう配慮すること。
- 3 地方交付税には、基準財政需要額や基準財政収入額の算定に当たって、地方の行革努力を促す仕組みが内包されているため、重複した制度としないよう配慮すること。なお、先に国から要請のあった人件費抑制に係る地方交付税の一方的な削減のように、地方自治の本旨に反するような手法は厳に行わないこと。

以上、決議する。

平成 25 年 8 月 29 日

第 133 回長野県市長会総会